2026年1月作成

予期せぬ災害、予知して加入

個人火災共済（自家型）

100口加入の場合

年に20,000円の掛金〈一般構造住宅〉

鉄筋完全耐火構造住宅は10,000円

火災

全焼 3,300万円
※臨時救済費含む



地震

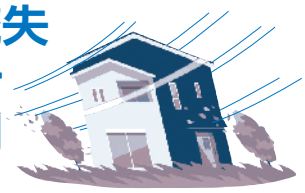
全壊・流失 495万円
※臨時救済費含む

全壊＋全焼 715万円
※臨時救済費含む



風水雪害

全壊・流失 990万円
※臨時救済費含む



個人賠償

1億円限度

「示談交渉サービス」が利用できます。



落雷

電化製品の損壊
1機種 1台まで
各15万円
※実損額を上限

不法侵入

各50,000円以上の被害に対して
●住宅 30万円
●門、塀、車庫、物置納屋 20万円
●盗難 30万円（加入住宅内の収容物に限る）
※実損額を上限

本人死亡

■66歳未満2期以上
30万円
鉄筋完全耐火構造住宅は半額

■66歳以上10期以上
10万円

交通事故死亡

100万円
本人のみ



加入付帯サービス
水・カギ救急サービス



このページの記載は個人火災共済（自家型）に100口ご加入いただいた際の保障内容を記したものです。
住宅の広さなどで100口加入できないことがあります。

その他、保障と詳細は次ページを参照してください。

ふれあい共済や積立年金共済もこちらから保障内容をご覧いただけます

自家共済 e-パンフレット

jika.jam-kyosai.org

自家共済で つながる・広がる 安心の輪 JA共済 自家共済運営委員会
東京都港区芝 2-20-12 友愛会館
お問い合わせ、共済金のご請求は所属組合へ連絡してください。

火災共済に加入するだけで

まとめて保障
（加入は10口以上10口単位で）

火災　地震　風水雪害　個人賠償　その他の保障

P.1～2の記載内容は、個人火災共済（自家型）の最低加入口数10口の保障額を記しています。

火災

質権の設定が出来ます。

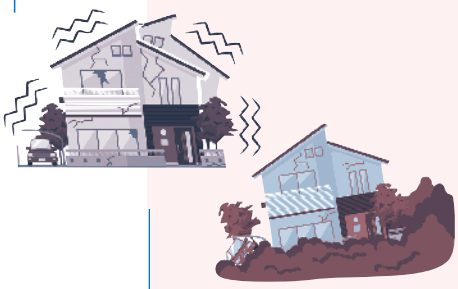


火災焼損の保障額（10口当たり）

焼損率	共済金	臨時救済費	合計
全　焼	3,000,000円	300,000円	3,300,000円
3/4焼	2,250,000円	225,000円	2,475,000円
半　焼	1,500,000円	150,000円	1,650,000円
1/4焼	750,000円	75,000円	825,000円
1/4焼未満	見舞金（実損額を上限）※注①		

（アンテナは対象外です。）

地震



地震損壊の保障額（10口当たり）

損壊率	共済金	臨時救済費	合計
全壊・流失	450,000円	45,000円	495,000円
半　壊	230,000円	23,000円	253,000円
1/4壊	120,000円	12,000円	132,000円
1/4壊未満	見舞金（実損額を上限）※注①		

※地震による津波、噴火被害を含む。

地震による火災焼損の加算額（10口当たり）地震損壊の保障額に加算

焼損率	共済金	臨時救済費	合計
全　焼	200,000円	20,000円	220,000円
半　焼	100,000円	10,000円	110,000円

（アンテナ、門、塀、ブロック塀、フェンス、生け垣は対象外です。）

さらに

自然災害による風水雪害



風水雪害の保障額（10口当たり）

損壊率	共済金	臨時救済費	合計
全壊・流失	900,000円	90,000円	990,000円
半　壊	460,000円	46,000円	506,000円
1/4壊	240,000円	24,000円	264,000円
1/4壊未満	見舞金（実損額を上限）※注①		

※風水雪害による高潮、崖崩れ被害を含む。

（アンテナ、門、塀、ブロック塀、フェンス、生け垣は対象外です。）

自然災害による水害での床上・床下浸水

床上浸水	床上浸水の浸水高によって10口当たり最高300,000円の見舞金
床下浸水	口数に関係なく、一律30,000円の見舞金（1被害につき）

火災・地震・風水雪害によるカーポートのみの被害

焼損率・損壊率によって最高15,000円の見舞金（1被害につき）

※但し、口数によって給付額は異なります。

住宅被害の保障で 1/4焼、1/4壊以上の給付は、実損額にかかわらず加入口数に応じた定額をお支払いします。

※注① 1/4未満の被害については、住宅の焼損率・損壊率に応じた見舞金（加入口数に応じた）をお支払いします。

こんな時にも給付されます



家に車が飛び込んで来た

火災・車両の飛び込み	塀または、フェンスのみの被害	10口当たり	**30,000**円の見舞金(実損額を上限)
	但し、車両の飛び込みは第三者によるものに限ります。 請求時は警察の事故証明書が必要となります。		

※落雷および航空機の墜落、車両の飛び込み、ガス・薬品の爆発により加入住宅が被害を受けた場合は、火災共済金に準じて給付します。



落雷で電化製品が壊れてしまった(共済対象住宅内にて使用のものに限る)

落 雷	電化製品の損壊	電化製品の種類ごとに(1機種につき)1台 10口当たり	**15,000**円の見舞金(実損額を上限)
	損壊電化製品の修理を前提とし給付します。(機種数を問わない) 但し、修理不可で買替えの場合は、実損額且つ損壊電化製品と同等タイプの現在価格も上限となります。		

※落雷および航空機の墜落、車両の飛び込み、ガス・薬品の爆発により加入住宅が被害を受けた場合は、火災共済金に準じて給付します。



不法侵入で被害を受けた

第三者による不法侵入で各50,000円以上の被害に対し、見舞金給付。

住宅被害	10口当たり	**30,000**円の見舞金(実損額を上限)
門、塀、車庫、物置納屋被害	10口当たり	**20,000**円の見舞金(実損額を上限)
盗難被害 (加入住宅内の収容物に限る) ※物品・現金も対象になります。	10口当たり	**30,000**円の見舞金(実損額を上限)



水道管・水管の凍結(凍って破裂)により住宅内に被害がでた

住宅被害	10口当たり	**30,000**円の見舞金(実損額を上限)

※水道管・水管等の当該機器の損害は該当しません。水道管・水管等と連結している給湯器やトイレ等も当該機器扱いとして該当しません。



風呂の空焚で風呂釜が壊れた

風呂の空焚	風呂釜および浴槽の破損	1被害につき 10口当たり	最高**50,000**円の見舞金(実損額を上限)

※上記は、風呂釜、浴槽の両方が被災した場合の給付額です。



同一建物(集合住宅)の他人の戸室からの漏水で、住宅が被害を受けた

漏 水	同一建物で他人の戸室からの住宅被害	損壊率によって10口当たり	最高**100,000**円の見舞金(実損額を上限)



死亡、焼死、傷害

死亡弔慰金	加入者本人死亡	66歳未満且つ2期以上 10口当たり (※1)	**30,000**円(100口限度)
		66歳以上且つ10期以上 10口当たり	**10,000**円(100口限度)
	配偶者死亡	2期以上の加入者の66歳未満の配偶者 (※1)	一律 **20,000**円
		10期以上の加入者の66歳以上の配偶者	一律 **10,000**円
焼 死	本人・配偶者・生計をともにする同居の親族	2期以上加入で加入している住宅内に限る (※1)	1人につき**100**万円
	但し、1回の事故につき合計500万円を限度とする。(1住宅に複数加入がある場合も含む)		
傷 害	加入者本人のみ	2期以上加入で交通事故もしくは不慮の事故により労災等級5級以上の傷害が残った場合 (※1)	一律 **10**万円の見舞金

(※1)鉄筋完全耐火構造住宅の場合は、規定の半額です。但し、66歳以上且つ10期以上の本人死亡弔慰金または焼死の本人は除きます。
※ 2住宅加入のとき本人死亡・配偶者死亡弔慰金、傷害見舞金は、いずれか給付金の多い方のみとなります。
※ 焼死、交通事故死亡および被害事故死亡の場合、死亡弔慰金も給付します。
※ 交通事故後遺傷害および被害事故高度後遺傷害の場合、傷害見舞金も給付します。



交通事故死亡・後遺傷害、被害事故死亡・高度後遺傷害

加入者本人のみ	交通事故	死亡した場合	**100**万円
		後遺傷害が残った場合	**4**万円～**100**万円限度
	被害事故	犯罪被害やひき逃げによる死亡および高度後遺傷害が残った場合	**500**万円限度

※給付金は委託保険会社よりJAMへ支払後に、JAM共済自家共済運営委員会より、請求者へ支払います。
個人火災共済(自家型)はJAM共済規定に基づき給付となります。お問い合わせは、所属の労働組合へお願いします。

罹災したとき

より早い給付のためには、より早い申請を!!

- 小さな事故でもすぐ所属組合に連絡し、事由が発生してから3ヵ月以内に共済金請求の申請をしてください。必要によっては、各地方JAMの調査担当者が、組合役員立合いの上で罹災者の立場に立った調査をし、速やかに共済金を給付します。
※なお、事由発生日より3年以上請求しなかった場合は共済金を給付しないものとします。
- 大規模災害が発生した時は、すべての被害件数が判明するまで給付を見合わせます。
全ての被害件数が判明し、共済金の総額が基金の枠を超えるときは、自家共済運営委員会で承認を経てから基金の範囲内で給付します。

個人火災共済（自家型）申込について

〈加入資格〉

●JAMの組合員、およびJAM加盟組合と事業所で働く従業員で、労働組合が認めた方は誰でも加入出来ます。
●退職後、共済ユニオンの組合員または所属組合の特別組合員となることにより引き続き継続加入できます。
手続きは、所属組合にご相談ください。

〈保障期間〉

●新規加入申し込みは地方JAM着毎月5日、15日、25日の締切です。この指定日の午後5時より保障を受ける権利が生じます。
●5日および15日より権利が発生したものは、翌年翌月1日の午前0時まで有効とし、25日より権利が発生したものは、翌年翌々月1日の午前0時まで有効となります。
●期の途中で増口した場合、地方JAM受付日の午後5時より権利が生じます。（掛金納入済みの場合）

〈対象となる住宅〉

●自家、借家を問わず、日本国内の加入者の居住している住宅が共済の対象です。
1軒目本人居住で加入していれば、別の持ち家（加入者名義の家）を2軒目として加入できます。
但し、他人に貸したり空家にする場合は、加入限度口数の70%以内となります。

〈住宅種別の解釈〉

1.自家住宅

●加入者所有の住宅
●2親等以内の親族が所有する建物で加入者が居住する住宅。但し、貸借関係がないものに限る。
●3親等以内の親族が所有する建物で加入者がその親族と同一世帯にある住宅。
●加入者所有および他人所有の鉄筋完全耐火構造住宅。

2.借家住宅

●自家住宅を除く全ての住宅ならびに会社名義の独身寮。

〈住宅構造の区分〉

下記の住宅構造区分は、JAM個人火災共済（自家型）独自の基準です。

1.一般構造住宅

①木造
②軽量鉄骨スレート造り
③ブロックコンクリート造り
④その他、次の2.に定める鉄筋完全耐火構造住宅に属さない住宅。

2.鉄筋完全耐火構造住宅

この共済で扱う鉄筋完全耐火構造住宅とは、外壁、柱、梁、屋根等のすべてが、次のいずれかで造られている3階建以上の住宅。
①鉄筋鉄骨コンクリート造り
②鉄骨コンクリート造り
③鉄筋コンクリート造り
④2階建住宅でも①、②、③の条件を備えているという施工者の証明または、登記簿の写しがあるとき。
注：ALCやPCパネル工法等による建物は、一般構造住宅としての取り扱いとなります。

〈継続時以外の異動（期中の転居）〉

● 加入者が、転居などで住宅の種別および住居区分が変更になったときは、共済期間中に限り、加入している口数を保障します。

〈共済掛金〉

1.新規加入者・継続者の共済掛金
（最低10口から新規加入・増口できます。）
●一般構造住宅の場合1口当たり年200円です。
●鉄筋完全耐火構造住宅の場合は一般構造住宅の半額で1口当たり年100円です。

1口当たりの年掛金

加入期数	一般構造住宅	鉄筋完全耐火構造住宅
1期 ～ 9期	200円	100円
10期～19期	190円	95円
20期以上	180円	90円

●共済年掛金計算方法
1口当たりの年掛金×加入口数＝共済年掛金

2.継続月が決まっている組合の方が1年未満で加入する場合や継続中に増口加入される場合の共済掛金
●加入期間が1年未満の新規加入者や継続中に増口加入される方（期中の申込み）の共済掛金は、次の通りです。

1口当たりの期中掛金

加入期数	一般構造住宅	鉄筋完全耐火構造住宅
1期 ～ 9期	17円	9円
10期～19期	16円	8円
20期以上	15円	7円

●1年未満で加入する場合や継続中に増口加入される場合の共済掛金計算方法
1口当たりの期中掛金×加入口数×月数（加入希望月から次回継続月の前月迄）＝共済掛金

☆期の途中の脱退については、掛金の返金はできません。
☆個人火災共済（自家型）は、自家共済のため、年末調整・確定申告の際、控除の対象になりません。

個人情報保護法への対応について　＜JAMからのお知らせ＞

当該共済の運営に当っては、加入対象者の個人情報（住所、氏名、性別、生年月日、電話番号等）（以下、個人情報）を取扱います。当該共済の運営において入手する個人情報を、本共済の事務手続きのため使用いたします。受領した個人情報を各種共済の引受け・継続・維持管理、共済金等の支払い、関連団体・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提携、ご契約の維持管理、その他共済に関連・付随する業務のため利用します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続きそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
JAMの個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(https://www.jam-union.or.jp)をご参照ください。

＜個人情報の取扱について＞

JAMは、事故受付時に取得した個人情報につきまして、JAMの「個人情報に関する基本方針」に基づき、責任を持って保護します。
また、事故のご連絡内容に関する個人情報をJAM、損害保険ジャパン(株)、取扱い代理店の3社で共有することに同意のうえ、当該共済制度にご加入ください。

個人賠償

海外もOK!

国内および海外で法律上の
損害賠償責任を負ったとき

最高保障額
1億円



個人火災共済加入口数	賠償共済金額
10口~30口	3,000万円 限度
40口~60口	4,000万円 限度
70口~90口	5,000万円 限度
100口以上	1億円 限度

※賠償金は1事故につき

個人賠償とは

日常生活において、加入者や同居のご家族が誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊し法律上の賠償責任を負った場合に、賠償共済金を給付します。

個人賠償共済における被共済者の範囲

加入者本人・配偶者 ・同居の親族・別居の未婚の子

日本国内において発生した事故について「示談交渉サービス」がご利用できます。

●実際に次のような賠償事故が給付されました。

- 子供が自転車で歩行者（当時75歳）と衝突し、後遺障害を負わせてしまった。
- 同居の孫が自宅庭でサッカーボールで遊んでいたところ、隣家の窓ガラスを割ってしまった。
- 洗濯機のホースが外れ、マンション階下の住居を水浸しにしてしまった。
- 駅の階段で足を滑らせ、前を歩いていた人を突き飛ばして怪我を負わせてしまった。
- 飼い犬の散歩中にリードを離してしまい、犬が走り出し歩行者に噛みついてしまった。

注意事項 同種の事由でも事故の状況やシチュエーションにより給付対象か否か判断が異なる場合がありますので事故が発生した時は必ず、損保ジャパンへお問い合わせください。

●高額化する賠償金 近年は自転車による事故発生も多く、子どもの自転車事故に9,000万円を超える賠償命令が下った例もみられます。

個人賠償事故が起きたときは、損保ジャパンへ直接お電話してください。

個人賠償事故が起きたときは、事故発生日より30日以内に、JAMではなく、最寄りの損保ジャパンへ直接お電話で事故報告をしてください。その際に「JAM」の「個人賠償」であるということを**必ず**お伝えください。この2点をお伝えいただかないと、事務処理が滞ったり、ご加入状況の確認ができず、電話がたらいまわしになる可能性が多分にあります。ご注意ください。給付対象になるかどうかの判断は損保ジャパンが行います。

■事故発生時の連絡先は加入証書裏に記載してあります。

給付対象外の主な場合
自然災害によって生じた事故は、通常は不可抗力のため法律上の賠償責任が発生せず給付対象外となります。
借りているアパートの床や壁を傷つけてしまった場合など。
業務中の事故。
自動車・原動機付自転車（50ccバイク）、航空機、船舶、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償事故。

●海外旅行先または駐在先で、賠償事故に遭われた場合、事故状況写真と相手方の連絡先（電話番号・ホテル名・店舗名・担当者名）を確認し、速やかに（旅行中の場合は、帰国後）加入住宅の最寄の損保ジャパンへ連絡してください。

☆賠償事故が起きた場合は、どの様な場合でも相手方の連絡先は必ず必要となります。
また、事由により異なりますが、物を壊してしまったり、汚してしまった場合など事故状況写真が必要となります。

☆個人火災共済の賠償共済と同種の保険・共済に加入している場合で、すでに他の保険・共済から保険金または共済金が支払われた場合は損害の額から他の保険・共済から支払われた保険金、共済金の合計額を差し引いた残額をお支払いします。

（委託先損害保険会社の約款に基づく）

年間の掛金は

一般構造住宅	10口 2,000円
鉄筋完全耐火構造住宅	10口 1,000円

10口以上 10口単位で 最高限度口数まで

長期加入で掛金が割引されます!!

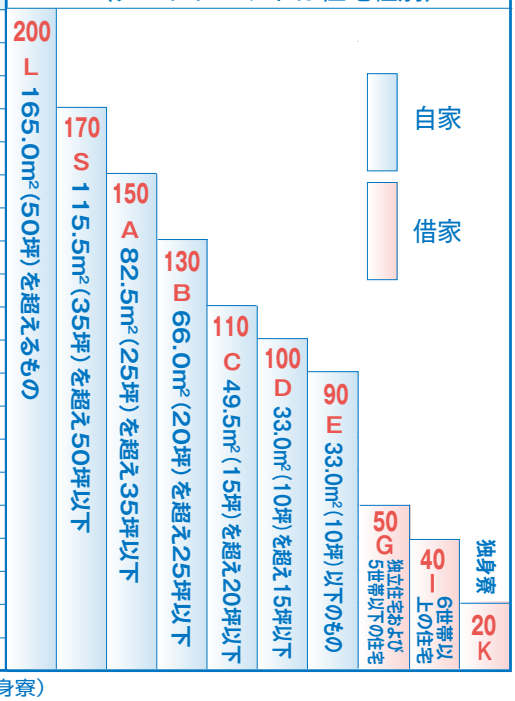
10口当たりの年掛金

加入期数	一般構造住宅	鉄筋完全耐火構造住宅
1期 ~ 9期	2,000円	1,000円
10期~19期	1,900円	950円
20期以上	1,800円	900円

住宅の延べ床面積に合わせて保障額をお選びいただけます。お選びください。

口 数	掛金年額（一般構造住宅）	共済金（臨時救済費含む） 火災全焼	地震全壊	風水雪害全壊
200口	**40,000円**	**6,600万円**	**990万円**	**1,980万円**
190口	38,000円	6,270万円	940.5万円	1,881万円
180口	36,000円	5,940万円	891万円	1,782万円
170口	**34,000円**	**5,610万円**	**841.5万円**	**1,683万円**
160口	32,000円	5,280万円	792万円	1,584万円
150口	**30,000円**	**4,950万円**	**742.5万円**	**1,485万円**
140口	28,000円	4,620万円	693万円	1,386万円
130口	**26,000円**	**4,290万円**	**643.5万円**	**1,287万円**
120口	24,000円	3,960万円	594万円	1,188万円
110口	**22,000円**	**3,630万円**	**544.5万円**	**1,089万円**
100口	**20,000円**	**3,300万円**	**495万円**	**990万円**
90口	**18,000円**	**2,970万円**	**445.5万円**	**891万円**
80口	16,000円	2,640万円	396万円	792万円
70口	14,000円	2,310万円	346.5万円	693万円
60口	12,000円	1,980万円	297万円	594万円
50口	**10,000円**	**1,650万円**	**247.5万円**	**495万円**
40口	**8,000円**	**1,320万円**	**198万円**	**396万円**
30口	6,000円	990万円	148.5万円	297万円
20口	**4,000円**	**660万円**	**99万円**	**198万円**
10口	2,000円	330万円	49.5万円	99万円

住宅の延べ床面積別加入口数上限（アルファベットは住宅種別）



※鉄筋完全耐火構造住宅はすべて自家とみなします。（独身寮に居住する者を除く ※会社所有の独身寮）

●住宅の大きさ（延べ床面積）や、自家、借家など住宅の種別によって加入できる口数に制限があります。

☆個人火災共済（自家型）は、自家共済のため、年末調整・確定申告の際、控除の対象になりません。

ますます頼れる共済制度

地震・自然災害でもシッカリ給付！

地震

給付データは2024年9月現在

2011年3月11日 東日本大震災〔最大震度7 マグニチュード9.0〕	約19億円	(約4,000件)
2007年7月16日 新潟県中越沖地震	約12.4億円	(約1,575件)
1995年1月17日 阪神淡路大震災	約11.8億円	(約2,176件)
2016年4月16日 熊本地震	約3.6億円	(443件)
2018年6月18日 大阪府北部地震	約1億円	(450件)
2024年1月1日 能登半島地震	約2.8億円	(637件)

※JAM個人火災共済（自家型）の地震保障は、火災保障の15%の水準で、追加掛金を必要としない制度です。

自然災害

2014年2月の大雪 (2月8～9日・2月14～15日)	約3.6億円 (2,377件)	2018年7月西日本豪雨 (7月5～8日発生)	約2.3億円 (約130件)
2018年9月 台風21号・24号 (9月3～5日・9月29～30日)	約9.7億円 (約4,300件)	2019年9月・10月 台風15号・19号 (9月8～9日・10月12～13日発生)	約6.9億円 (約1,400件)

地震保障 Q&A

Q1 一般の火災保険は、地震被害に対しても保障されますか？

A：一般の火災保険だけでは地震被害に対する保障はありません。地震保障を備えるには火災保険（主契約）に地震保険をセットして契約する必要があり、地震保険単独で契約することはできません。よって保険料は火災保険料＋地震保険料と高額となります。さらに地震保険の保障額は火災保険（主契約）の保障額の30～50%の範囲内に制限されています。



Q2 個人火災共済（自家型）は、火災共済の中に地震保障も含まれていると聞きましたが？

A：個人火災共済（自家型）は、地震や自然災害も含め、組合員の住宅災害被害を保障する助け合いの共済です。ですから、火災共済でありながら付加共済の一つとして地震被害に対しても保障しています。追加掛金の必要はありません。詳しい保障内容についてはパンフレットのP.4などをご参照ください。

個人火災共済(自家型)　1口　年間200円と同じ給付金を得るための損保保険料

火災の掛金で地震もカバー

個人火災共済（自家型）掛金	200円/1口（鉄筋完全耐火は100円/1口）

断然有利

個人火災共済（自家型）掛金は約1/3以下

①損保の保険料「火災保険のみ」は個人火災共済（自家型）の全焼保障額33万円/1口を得るための保険料
②損保の保険料「火災保険＋地震保険」は個人火災共済（自家型）の全焼保障額33万円/1口および地震（全壊＋全焼）保障額7.15万円/1口を得るための保険料
③個人火災共済（自家型）の掛金は一般構造住宅（鉄筋完全耐火構造住宅は100円/1口・年）、損保の保険料はH構造の住宅にて算定

損保の保険料（掛金）　2025年11月時点（H構造の場合）

	火災保険のみ	地震保険のみ	火災保険＋地震保険
新潟県	1,672円	79円	**1,751円**
東京都	1,342円	293円	**1,635円**
大阪府	2,233円	143円	**2,376円**
福岡県	2,321円	79円	**2,400円**
岩手県	1,551円	79円	**1,630円**
宮城県	1,232円	143円	**1,375円**
福島県	1,408円	143円	**1,551円**

補償額H構造33万円　地震ロ構造7.15万円の条件で計算
注）上表は、ある大手損保会社の保険商品を参考に、保険料の一例として表記したものです。
損保の保険料については、取扱保険会社および保険商品により大きく異なりますのでご注意ください。

住宅ローン借入れを お考えの方へ 質権の設定ができます

ポイント① 金融機関から融資を受けて住宅を購入・新築する場合、特約火災保険に加入しなければなりませんが、個人火災共済（自家型）に加入していれば、金融機関に質権の設定ができます。
ポイント② 質権設定は、ローン返済期間にあわせて長期間の設定ができるとともに、共済掛金は1年ごとの支払いになるため、住宅購入時の負担を減らせます。
ポイント③ ローン残高を上回る保障に加入していれば、万一全焼となっても、ローン精算後に住宅再建費用としてお役立ていただけます。

水・カギ 救急サービス

水やカギのトラブル発生時、専門業者を手配し、応急処置を行います。
水モレを止めたり、紛失したカギを開けたりするなどの応急処置費用（出張料および応急処置作業料）が無です（注1）

（注1）あくまで応急処置のみ無料となります。部品交換や修理などをする場合は、ご加入様のご負担（有料）となります。

水のトラブル

サービスの対象となる居住建物（専有・占有部分）の水周りトラブル時に、応急処置を無料で行います。



- 蛇口やトイレの水モレを止める（モレを止めるのみ）
- トイレ、排水口のつまりの除去など

（出張料および応急処置作業料）が無料です
※屋外の水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水モレは本サービスの対象外です。
※給排水管の凍結を原因とする場合は、本サービスの対象外です。

以下のような場合は、ご加入者のご負担（有料）になります。

- 特殊な作業や本格的な作業が必要な場合。
- 蛇口やトイレなどを再び使えるように修理する場合。
- 部品交換が必要な作業の場合。

カギのトラブル



サービスの対象となる居住建物（専有・占有部分）のカギのトラブル時に、応急処置を無料で行います。

- 一般住宅カギの開錠（特殊工具による開錠）
- 一般住宅カギの破錠（シリンダー部分の破壊による開錠）
- 中折れしたカギや異物の除去
- その他（カギが回らないなど）の対応

※加入者自身の身分証明書（写真付）が原則必要です。

■サービスをご利用いただく際の注意事項

（1）本サービスの運営は、株式会社プライムアシスタンスに委託しています。
（2）本サービスは、委託会社が委託会社と提携する専門業者（以下「提携業者」といいます。）を手配して作業を行います。
（3）本サービスを提供する際、委託会社が加入者の証書番号等を確認し、本サービスの提供に必要な加入者の情報を提携業者へ連絡します。
（4）交通事情、気象状況等により、サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスの提供ができない場合があります。
（5）各サービスの提供範囲外の費用は加入者のご負担となります。また、サービスのご利用後に、規定細則と異なることが判明した場合、費用は全て加入者のご負担となる場合があります。
（6）サービスを利用する際は、必ず委託会社の「水・カギ 救急サービス専用デスク」までご連絡ください。（委託会社の了解を得ずに加入者が業者を手配された場合は、本サービスの対象外となります。）
（7）サービスの利用者が賃借人の場合は、管理会社や所有者の承認を得てからの作業となります。
（8）サービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承願います。
●故意または重大な過失及び、自然災害によって生じたトラブルはサービスの対象外となります。

連絡先 「水・カギ救急サービス」専用デスク　365日いつでも　やすみ なし　**0120-365-074**　24時間365日受付

（ご注意）「水・カギ 救急サービス 専用デスク」への事前のご連絡がなく、ご加入者が独自に修理業者等を手配された場合は、無料サービスの対象となりませんのでご注意ください。

リゾートサービス 個人火災共済、ふれあい共済、積立年金共済のいずれかの加入者は契約リゾート施設が格安でご利用いただけます。

NSK'26.1.50,000